

屋根の点検商法に気をつけて

地震や台風、竜巻など自然環境の変化によりさまざまな自然災害が各地で起こっています。これに乗じて、悪質事業者が高齢者を狙い、リフォーム工事を契約させたという相談が後を絶ちません。特に屋根工事に関しては、いわゆる「点検商法」と呼ばれる手口で、高額な契約を締結させられたという相談が寄せられています。

事例 1

見知らぬ業者が近所で工事していると挨拶に来た際、屋根を無料点検してくれると言った。点検後屋根の写真を見せて「屋根瓦がずれているので工事が必要だ。会社に内緒で安く直してあげる。」と言った。その後上司がやってきて補強工事が必要と説明され、高額な契約書に署名した。解約できないか。(71歳 女性)

事例 2

独居の母親の元に「瓦の点検をする。」と業者が訪問し、屋根の写真を見せ、「瓦にひびやずれがありこのままでは雨漏りする、工事をした方が良い。」と勧め105万円の契約をした。半年前に屋根の工事をしたばかりだ。(83歳 女性)

事例 3

軽い認知症のある近所の独居老人が電話勧誘で2980円の雨樋掃除を承諾。業者が掃除をした際に「瓦がずれて大変なことになる。早く補修しないと雨漏りの危険がある。」と指摘され、言われるがまま契約した。家は築10年で不要な工事だと思う。(85歳 男性)

アドバイス

リフォーム工事の勧誘方法はほとんどが訪問販売です。特定商取引法では訪問販売の勧誘に先立って販売目的を告げることが義務づけられているほか、断っているにも関わらず再勧誘することは禁止されています。また、訪問販売は契約書面を受け取ってから初日を含めて8日以内は、たとえ工事が終了していてもクーリング・オフ（無条件解約）が可能です。さらに、すぐに工事しなければ雨漏りするなどと、うそを告げて契約をした場合は、クーリング・オフ期間を経過した後も契約を解除できる可能性があります。業者の言い分をうのみにせず、複数の業者から見積を取るなどして工事内容・費用について家族と相談してじっくり検討してから契約しましょう。

県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を月曜日から金曜日まで電話または面接で受け付けています。

電話番号は 058-277-1003 です。

(開設時間：平日8：30 ～ 17：00)

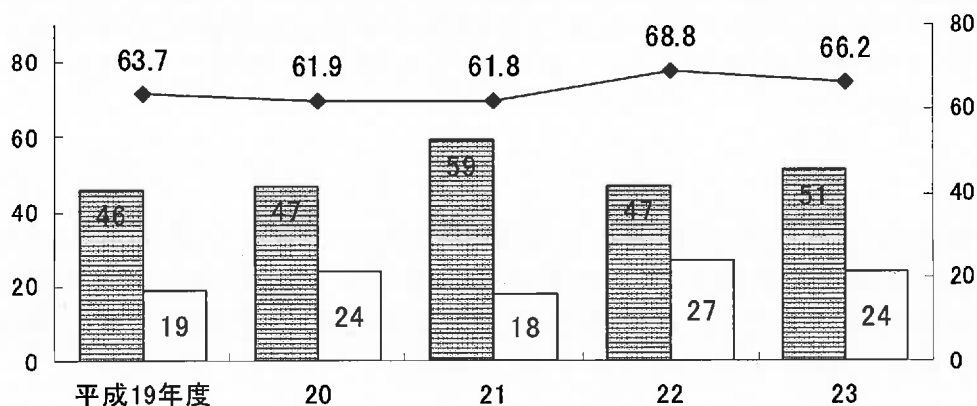
土曜日は電話相談(9：00～17：00)のみ受け付けています。

消費者ホットライン 0570-064-370

※ 上記番号は、お住まいの市町村又は県の相談窓口につながります。

H24.6.26 岐阜新聞掲載

屋根工事に関する相談件数と平均年齢の年度別推移



※リフォームとは、増改築工事、屋根工事、壁工事、塗装工事を指す